

国民健康保険からのお知らせ

出産育児一時金が 変わります

緊急の少子化対策（平成21年10月1日～平成23年3月31日の出産に係る暫定措置）として、次の2点が実施されます。

①支給額が4万円アップ

現在、被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の額が、原則42万円に引き上げられます。

（産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合は、39万円となります。）

②医療機関等への直接支払制度の開始

出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、医療機関等への直接支払制度が始まります。

現在実施している受領委任払制度と異なり、事前の申請が必要なくなり、今までどおり窓口で受け取ることも可能です。（その場合、出産費用は被保険者が直接支払うこととなります。）

※出産費用が42万円を超えた場合は、超えた額の支払いが必要です。また、42万円未満の場合は、差額を被保険者に支払います。

高額療養費特別支給金

平成20年4月から12月までの間に75歳を迎えられた方は、その誕生月には、「誕生日前の国民健康保険」と「誕生日以後の後期高齢者医療制度」の2つの制度に加入されることになり、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされ、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがあります。



平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度における自己負担の限度額を半分にする措置が講じられ、負担が増加することはなくなりました。

このたび、平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方についても「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することとなりました。

※該当する方には、通知を送らせていただく予定です。

◆問い合わせ

住民生活課

☎0859・54・5210

平成21年度版 子育て応援特別手当

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成21年度限りの措置として、次のとおり、子育て応援特別手当（平成21年度版）が支給されます。

支給対象者は？

平成21年10月1日に、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主で、大山町の住民基本台帳に記録されている方および大山町の外国人登録原票に登録されている方。

支給対象となる子とは？

生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子であって、大山町の住民基本台帳に記録されている方および大山町の外国人登録原票に登録されている方。

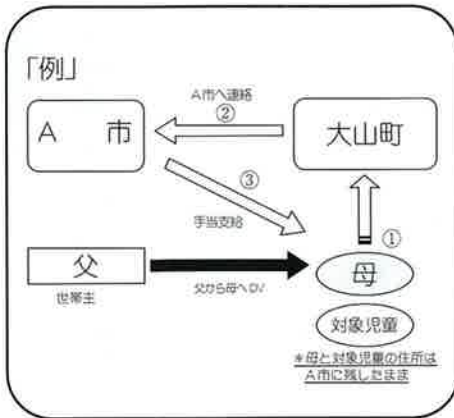
支給額は？

支給対象となる子1人当たり36,000円

*対象となられる方につきましては、関係書類を12月上旬に郵送させていただきます。

事前申請について

いろいろな事情で、どうしても大山町に住民登録できないDV（配偶者からの暴力）被害者の方は、10月31日までに「事前申請書」を提出していただく必要がありますので、お問い合わせください。



また、現在、夫からDV被害を受けて別居しておられる方もご相談ください。

DV被害者の方の個人情報はお守りされますので、お気軽にご連絡ください。

◆問い合わせ

住民生活課

☎0859・54・5210